令和７年度　なでしここども園２号・３号入園案内

【認定区分について】

子ども・子育て支援新制度により、園を利用する際の手続きには、教育・保育の必要性に応じた「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保育の必要性の認定区分として、下記の3つの認定区分のお子さんの入園が可能です。

《1号認定こども（教育標準時間認定）》
満3歳以上の就学前の子ども

《2号認定こども（保育標準時間・保育短時間）》
満3歳児以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども

《3号認定こども（保育標準時間・保育短時間）》
3歳児未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども

【2号・3号】

《3号認定こども》
・0 歳児　令和6年4月2日～
※但し生後8週を過ぎた翌月の1日から入園可能
・1歳児　令和5年4月2日～令和6年4月1日生
・2歳児　令和4年4月2日～令和5年4月1日生

《2号認定こども》
・3歳児　令和3年4月2日～令和4年4月1日生
・4歳児　令和2年4月2日～令和3年4月1日生
・5歳児　平成31年4月2日～令和2年4月1日生

【入園申込ができる方　】

入園できる対象（市町村の認可保育所と同様の入園基準です）

次のいずれかの事情により保護者が日中お子さんの保育ができない方です。（該当しない場合は、申込できません。）

① 居宅外で労働している又は居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。（月48時間以上。）
② 妊娠中であるか，又は出産後，間がないこと。（出産予定日の産前8週，産後8週。）
③ 疾病にかかり，若しくは負傷し，又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
④ 長期にわたり疾病の状態にある親族，又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護していること。
⑤ 震災，風水害，火災その他の災害の復旧にあたっていること。
⑥ 求職活動をしていること。（ただし、園に入園した日から3か月以内に就職をしていただかなければ退園となります。入園している期間は求職活動報告書の提出が必要。）
⑦ 虐待や DV のおそれがあること（家庭相談員との関わりが必要です。）
⑧ 就学（専門学校・職業訓練校などに月48時間以上通っている場合も含む。）

⑨　居住の市町村長が認める前各号に類する状態にあること。

【申込から入園までの流れ】

お住まいの市町村の認可保育所と同様の流れとなります。

① 入園申込書の配布

盛岡市居住の方は「盛岡市子育てあんしん課入園係」にて配布します。

盛岡市のホームページにも掲載しております。

https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kodomo_azukeru/1048477.html

② 入園申込受付と入園の可否

申込書を提出して頂いたあと、盛岡市入園担当課での面接及び書類審査等によって確認した内容に基づき、入園選考が行われます。

※盛岡市外の方は、居住市町村の児童福祉課等の入園担当課への申込となります。

（盛岡市　保育施設入園申込案内の11ページをご参照下さい。）

【入園説明会、お子さん・保護者の方との面接について】

当園に入園が決定した場合、入園月前に**入園説明、お子さん・保護者の方との面接**を行います。市町村から決定の通知があった方に、当園よりご案内致します。

① 入園準備書類等をお渡し（ご来園もしくは郵送）しますので、ご確認、ご記入をお願いいたします。

② 面接：お子さんの様子をお聞きし、園生活の過ごし方についてお伝えします。

※土曜・日曜・祝日は対応できませんので、ご了承ください。

【保育時間について】

	就労時間	保育時間	延長保育
保育標準時間		平日及び土曜日 7：00～18：00	平日　18：00～19：00 土曜日　行いません
保 育 短 時 間	就労時間が10時から15時の間に収まる方及び　保育短時間認定を希望する方	平日及び土曜日 8：30～16：30	平日　7：00～8：30、 16：30～19：00 土曜日　7：00～8：30、 16：30～18：00

※　延長保育時間は、別途料金がかかります。（P3参照）

※　日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は休園。

※　土曜日の開所時間は7：00～18：00となり、18時以降の延長保育は行いません。

【保育料等について】

	2号認定子ども	3号認定子ども
①保育料	幼児教育・保育の無償化に伴い、 基本保育料は無料	利用子どもの保護者が居住する 市町村が定める利用料
②特定保育料（各世帯1名分のみ）		
・施設・設備維持費 ・教育・保育サポート 職員配置費	・500円（月額） ・500円（月額）	・250円（月額） ・250円（月額）
③給食費	5，700円(月額) 内訳：主食費　1，100円 副食費　4，800円	保育料に給食費が含まれます。
④延長保育料 （時間はP2参照）	15円／10分 月額上限　3，500円	30円／10分 月額上限　7，000円
⑤保護者会費	全園児　400円（月額） 兄弟同時在園の場合、年下のお子さんは半額	
⑥月刊絵本代	500円程度（月額）	
⑦バス代 燃料費及び維持費	往復　3，150円（1世帯当たり月額） 片道　2，100円(1世帯当たり月額) ・半年ごとの利用契約です。 ・兄弟で月額利用の方は、下のお子さんのバス代は無料です。	＊満3歳から利用可能です。
⑧その他実費徴収	保険料・園児服・帽子・ カラー帽子・体操着・教材　他	保険料・カラー帽子　他

※ 副食費は、低所得世帯や多子世帯に該当する場合、免除されることがあります。

※ 料金については、毎月20日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替となります。
なお、振替手数料（金融機関により手数料は異なります）が別途かかります。

※ 口座振替は、入園月の翌月から開始となります。（保育料等は、入園月の翌月のみ2か月分の請求となります。）
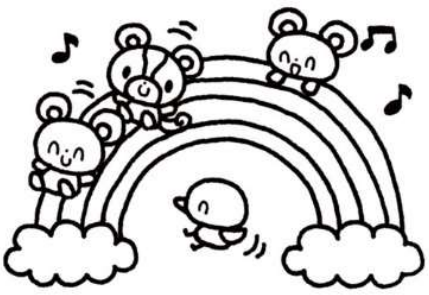
※ 取扱い金融機関　／　岩手銀行・北日本銀行・ゆうちょ銀行